

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(令和2年12月15日)

○ 竹野兼主委員長

それでは、ただいまより教育民生常任委員会を開催させていただきます。

インターネット中継を始めますので、マイクに近づいての発言を理事者と委員の皆さんはご協力よろしくお願いいたします。

10月に実施した休会中所管事務調査、学校プール運営事業の在り方についての報告書案を会議用システムにアップロードしておりますので、その際、内容をご確認の上、ご意見等がありましたら12月21日までに事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、川村委員は少し遅れて来られるという報告を受けておりますので、この点について、中村委員、お伝えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、審査順序ですけど、健康福祉部、こども未来部、教育委員会の順で審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の審査議案については、11月26日に議案聴取会において、担当部局より説明を受けております。議案聴取会で請求のあった追加資料についての説明を受けた後に質疑に移っていきますのでよろしくお願いいたします。また、追加資料の請求がなかった議案については質疑から入りますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に、所管事務調査についてですが、今委員会中に所管事務調査を行いたいという事項があれば、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

いかがでしょう。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしというお言葉をいただきましたが、なしでよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

所管事務調査につきましては、なしということで進めさせていただきます。

それでは、これより健康福祉部に関する議案の審査を行います。

まず、辻部長、よろしくお願いいたします。お疲れでしょうから座ったままでよろしくお願いいたします。

○ 辻健康福祉部長

おはようございます。かけたままで大変失礼をいたします。健康福祉部でございます。

皆様方には本当に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止には格別のご理解、ご協力を賜っております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げたいと思います。

昨日までで182例、また、19の方がまだ今入院継続中ということでございます。

年末年始を控えておりますが、昨日も少し一般質問でございましたが、年末年始、通常ですと12月31日から1月3日まで多くのクリニックがお休みになります。せんだって代表者会議でも少しお願いをさせていただきましたが、応急診療所に集中することが考えられますので、この辺り、四日市医師会さんのほうと十分今協議を重ね、応急診療所をバックアップする医療機関のほうもおおむね確保できるというようなことで今進めさせていただいています。

年末年始を控えまして、保健所を持つ健康福祉部といたしまして、さらに気を引き締めて対応したいと思います。引き続き、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議案でございますが、コロナ禍に関係しました生活困窮者の相談の増強でありますとか、また、ワクチン供給に備えたシステムの改修をあらかじめしていく等々、また、昨年度、予算、ご理解いただきました飼い主のいない犬猫、この辺りが非常に多くご協力いただいております。補正をお願いするなどの議案でございます。

連日の熱心なご審議の中でお疲れのこととは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

ご苦労様でした。ありがとうございます。

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第6項 介護保険費

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第3項 保健所費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第51号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第53号 令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会として、議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第6項介護保険費、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第51号令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第53号令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）を一括で議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において資料の請求がありましたので、その資料の説明からお願いしたいと思います。

それでは、説明お願いいたします。

○ 田宮保護課長

保護課長の田宮でございます。

先日の議案聴取会において、荒木委員よりご請求がありました追加資料でございます。

タブレットは07、12月定例会議、05教育民生常任委員会、02令和2年12月15日、001健康福祉部予算分科会、所管事務調査資料、こちらでございます。生活困窮者自立相談支援事業における関係機関との連携状況についての追加資料でございます。

多くの機関との関わりがございますので、全てをちょっと挙げることはできませんもので、主な連携先の10か所は項目として挙げさせていただいて、そのほかはその他として挙

げさせていただきます。

傾向といたしましては、生活資金の貸付けや生活保護へのつなぎ、求職活動に関わるハローワークなど、経済的支援に関する連携が多くなっております。そのほか、医療機関、子供・子育て関係、高齢者・介護関係といった安定した生活を送るために必要と思われる関係機関との連携についても数多く行われております。

説明としては以上でございます。

○ 市川保健所副所長兼衛生指導課長

衛生指導課、市川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

タブレット端末の次のページをお開きください。

資料請求のございました、飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金に係ります申請の状況につきましてご説明いたします。

まず、本事業の補助対象者でございますけれども、ご覧いただいておりますように本市に生育している飼い主のいない猫の手術を予定している市内にお住まいの方で、手術後、その猫が生育していた場所に戻して、適正に管理していただける方、また、手術済みの猫であることが識別できる処置といたしまして、耳先をV字カットすることなどに了承をいただく方を補助の対象者とさせていただきます。

次に、本事業の申請状況でございますけれども、本年10月末時点で625頭の補助申請をいただいております。申請された方の内訳でございますが、この表にお示しさせていただいている団体、4団体から合計201頭の申請をいただいております。また、個人で申請されている方は99名いらっしゃいます。

申請頭数の内訳でございますが、1頭から5頭以内の申請者が85名、6頭から10頭以内の申請者が6名、また、11頭から20頭以内の申請者が5名、21頭以上申請いただいている方が3名いらっしゃるという状況で、個人で申請していただいている頭数の合計は424頭という状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言をお願いします。

○ 荒木美幸委員

資料ありがとうございました。

まず、自立相談支援事業ですけれども、追加資料を作っていたことによりまして、より細やかに対応していただいているという状況が見てとれます。ありがとうございます。

特に今コロナ禍において大事な事業であるかと思しますので、しっかり今回の予算で確保していただいているように、予算を取っていただく中で人員の確保をお願いしたいと思います。

その上で少し確認させてください。

追加資料ではなくもともといただいていた参考資料の数の見方の確認なんですけれども、令和2年度において相談受付件数が5737件と、そして支援・対応件数が5273件という、この数字の乖離については——もちろんこれは見込みなんですけれども——相談があったけれども支援を求めるまでに至らなかった、問合せ程度のものがあるからなのかなと予想するので、この数字の違いを教えてください。

○ 田宮保護課長

保護課長の田宮でございます。

相談受付件数よりも支援・対応件数が少ないということのご質問だと思います。

相談受付件数、お一人の方が何度も受付をさせていただくこともございますもので、その部分で支援・対応件数とその分がずれてくる。逆に、相談をさせていただく中で、つなぎ件数みたいに、1件、1人に対して、二つ以上をつなぐ場合は、逆に相談受付件数よりも支援・対応件数が多くなると、こういうふうなことが生じると思っていたらよろしいかと思います。

○ 荒木美幸委員

分かりました。ありがとうございます。

そうすると、相談をいただいてつなぐほどに至らなかったものについてもきちんと件数の中に、応対として入っているんでしょうか、これは。

○ 田宮保護課長

そうご理解いただければ。

○ 荒木美幸委員

分かりました。

それから、支援・対応件数と、それから他機関へのつなぎというところも少し数字が違うのですけれども、これは予想するに1人の方の対応について複数の機関につないだということによつての数字の違いなのかなと思いますが、その辺を教えてください。

○ 田宮保護課長

保護課長、田宮でございます。

そのとおり、一人の方で複数のところにつなぐことがございますので、そういう結果でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

その上で、追加資料などにはハローワークさんにつないでいただいたケースがあるんですけれども、ハローワークにつないだケースというのは、例えば、もちろんJRの駅のところのハローワークさんもそうですけれども、現在の保護課の隣にコーナーがありますけど、そこにつないだ件数も含めてという理解でよろしいでしょうか。

○ 田宮保護課長

保護課長、田宮でございます。

そのとおりでございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

本当にきちんとつないでいただくということで、それはすごくしっかりやっただけているんだなと理解をさせていただきますが、社会福祉協議会さんに委託をしているものの、やはりつないで、そしていろんな機関にお願いをする、例えば、進捗であったり、そ

の結果がどうであったのかということをごきちん把握まですることが――これは一定期間でいいと思うんですけれども、後追いができるところまでいいと思いますけれども――やはりつなぎっ放しということにはなっていないかどうかというのを確認させてください。

○ 田宮保護課長

保護課長、田宮でございます。

つなぎ先のほうの状況については確認させていただいておりますが、そういうふうな形で、データで完全に残しているかというところとちょっと完全にお答えできないところがございます。その部分については、しっかりと確認できるように対応させていただければと考えております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

データという話もありましたが、データを取るか取らないかは別にして、きちんという状況になったかというのは、やはりある程度把握をして、そして、市としてはその報告を社会福祉協議会さんからいただくといったような、そういった連携をしっかりとお願いしてこそ成り立つ事業であると思いますので、その点、しっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、増加に伴っての人材確保ということで、今回補正予算を上げていただいておりますけれども、社会福祉協議会のほうの委託先において、受皿となる人材はしっかりと見込めるという予想であるのかどうか、お願ひします。

○ 田宮保護課長

保護課、田宮でございます。

人材確保については見込みがあるということで対応させていただいております。

○ 荒木美幸委員

分かりました。

冒頭でも申し上げましたが、非常に重要な仕事であるかと思ひますので、しっかりと市民の方のご相談に応じられるような体制づくりをお願ひしたいと思ひます。

一旦、これで終わらせていただきます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 伊藤昌志委員

犬猫の避妊と手術費のほうなんですけれども、これは今年度の分の、性別とか、あと去年との比較というのは、今現時点でお分かりになるところはありますか。特に把握されていないでしょうか。

○ 市川保健所副所長兼衛生指導課長

今年度の実績でございますけれども、避妊のほうの内訳として403頭でございます。去勢のほうは222頭、625頭の内訳はそうようになってございます。

○ 伊藤昌志委員

昨年数は分かりますか。

○ 市川保健所副所長兼衛生指導課長

昨年度の3月末、決算の実績でございますけれども、避妊のほうは189頭、去勢のほうは104頭、トータル293頭の補助を行ってございます。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

内訳とともに、どちらの効果が大きいとかというのも前回は議論できておりますので、いろいろと精査しながら進めていただきますようお願いいたします。

以上です。

○ 荒木美幸委員

資料ありがとうございます。犬猫避妊の関連について、ご質問させていただきます。

今回、追加資料を拝見して率直に感じましたことは、団体等もさることながら、3分の

2が個人登録の方々の、中には21頭以上というのをお一人で、個人で、本当に対応していただいているという状況を知りまして、一つ驚きでありましたとともに、本年度増額をしていただいていますけれども、改めて、市民の生活環境を守るということも含めて、また、動物愛護という視点も含めて、この事業の重要性であったり、必要性であるのが重たいなということを感じさせていただきました。

この中で、いわゆる多頭飼育に関する対応の事例というのが含まれているのか、数字から少し見てとることができないので、状況があれば教えていただきたいんですが。

○ 市川保健所副所長兼衛生指導課長

多頭飼育ということで把握しておるのかというようなご質問でございますけれども、特に、ボランティアも含めて、個人の方も含めて、地域で問題となっている猫を、申請者の方が代表してこちらのほうに補助をしていただいております。それが必ずしも、多頭飼育が原因となつての補助申請なのかというところは、現時点ではちょっと詳しくはまだ追求できていないという状況でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

やはり動物愛護の視点とそれに関連して生活環境をしっかりと守っていくということがすごく大事だと思つていまして、どうしても犬猫避妊のご相談を過去、大分前に受けてから助成金ということをお願いしたんですけれども、やはり、地域の自治会長さんであったりとか、非常にお困りの状況であり、手つかずの状況というのがあつた中で、こういったように予算をつけていただきながら進めていただいたこと、本当に感謝をしたいというふうに思つています。

ただ、国のほうも法の改正がありまして、今年度から施行されていると思つています。多頭飼育については、今まで以上に一步踏み込んだ対応ができるという内容になっておりますので、やはりその辺の状況もしっかり注視をしていただきながら、これは健康福祉部だけではなくて、生活環境課であったりとか市民文化部であったりとか市営住宅課であったりとかの連携も必要かと思つていますけれども、この助成金がそういった市民の生活環境を守るための施策にきちつとつながっていくようなところまで仕事を進めていただきたいとか、事業を進めていただきたいということをお願いして、これは要望としていただきます。

以上です。

何かコメントがあればよろしく申し上げます。

○ 市川保健所副所長兼衛生指導課長

先ほどご紹介いただきましたように、動物愛護管理法が改正されまして、保健所のほうも多頭飼育等に関しては一步踏み込んで指導できるような法改正をされてございます。

県警、警察等ともしっかりと連携をして、そういった多頭飼育問題に関しても速やかに対応できるように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○ 荒木美幸委員

よろしく申し上げます。

かわいいからたくさんの猫や犬を飼っているというのはあるかと思うんですけども、やはりそれは、ひいては、実は虐待につながっていきかねないという、そういったリスクをはらんでいますので、そういったこともしっかりと当該の方にもご説明をしながら、地域を巻き込んだ問題解決ができるような助成金であってほしいですし、事業であっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○ 石川善己委員

ありがとうございます、資料。

拝見していて、やっぱり11頭から20頭飼育されている方が5名で、21頭飼育されている方が3名ということで、いろんな意味ですごいなって感じるところです。

きちんとお世話をいただいている方も多いただろうとは思いますが、現実的に考えると、やっぱり10頭、20頭という飼育をされているケースというのはなかなか大変やろうし、行き届かるところもあるのかなと思うんですけど、例えば11頭以上の8件のケースについて、データとしてきちんと、今回の手術の助成金以外の部分で、多頭飼育をされているところということで、活用していけるような使い方というのはできるんですか。データとして把握をされていて、要は多頭飼育をしているところは、こことこことこのお宅があって、例えば時には状況を見に行ったりとかということに使っていくことについては問題はないというふうな認識でいいんですかね。

○ 市川保健所副所長兼衛生指導課長

多頭飼育をされている方といたしても、そもそもその方が管理できていない猫ですので、動物愛護管理法はきちんとペットとして管理することが原則で飼育するという飼い主の責務も強化されたというところがございます。

原則はあくまでも、飼い主さんが責任を持って一生ペットを見守るとというのが原則でございますので、それであっても地域の問題としてどうしても管理できないよということになれば、ボランティア団体さんにご相談するとか、また、我々との、保健所との連携によって対応していくことになろうかなというふうに思っております。

○ 石川善己委員

ごめんなさい。ちょっと質問の意味が伝わりにくかったかな。

この助成をやることによって、例えば11頭から20頭飼育されている方が5件とか、21頭以上飼育されている方が3件という把握はできたわけじゃないですか。そのデータを基に、例えば巡回するとか、そういったことにこの情報を使うことは問題がないんですかと、使えるものなら使って、きちっとデータを把握してほしいなと思うんですが、あくまで助成のためで申請されたデータであって、そういうところで使うのはやっぱりいろいろと問題があるんだという認識なのか、その辺のちょっと見解を聞きたかったんです。

○ 市川保健所副所長兼衛生指導課長

申し訳ございません。

申請頭数でございますけれども、多頭飼育ということではございませんで、飼い主のいない猫に対しての補助でございます。あくまでも地域で暮らしている、一般的に言う地域猫に対して、個人の方、ボランティア団体がこれ以上不幸な猫を増やさないと、住民と猫が共生できるようなまちづくりをしようという補助事業でございますので、ちょっと多頭飼育とは違ってくるかと思えます。

○ 石川善己委員

ごめんなさい。上とはちょっと別やね。分かりました。

先ほど荒木委員も、法改正の話も出ていたんですけど、埼玉かどこかは条例で、10頭以

上犬猫を飼育している方は届出の義務を負う条例をつくって、虚偽の申告とか届出をしていないと罰金規定まで設けてやっているところがあるんですけど、現状そういったところの把握、方向性とかは検討はされていないですか。

○ 市川保健所副所長兼衛生指導課長

犬に関しては狂犬病予防法とかそういうところで登録義務はございますけれども、猫に関しては登録義務はございませんので、そういったことから、個人の方が何頭飼育されておるかというところは保健所のほうでもつかみ切れていないという状況でございます。

○ 石川善己委員

今把握できているかという意味ではなくて、そういった条例をつくって把握しようとしているところもあるんですけど、現状四日市市としてはそういう方向の考えはないという認識でいいんですねという確認だけ。

○ 市川保健所副所長兼衛生指導課長

いろいろ諸般の状況も鑑み、状況を見ながら……。

○ 石川善己委員

考えていないか考えておるかだけで結構です。

○ 市川保健所副所長兼衛生指導課長

今のところは考えてございません。

○ 伊藤昌志委員

ちょっと先ほどのご意見も踏まえて確認で、地域猫中心ですので、上も下もそういう猫ということでもよろしかったですよ。例えば団体とはいっても、上から2番目のn e c o m a r uさんなんかは1人でやられておるかなと思うんですけど。

それで、先ほど石川委員おっしゃっていただいた多頭飼育に関しては、私も今年度の中でももう2件、大きなところ、地区の方や個人の方から連絡をいただいて、連絡もさせていただいて、もう大変な状況かと思うので、本当にちょっとどこから手を出したらいいの

かなという状況だと思うんです。ですので、ぜひまた団体さん中心に情報交換していただいて、1歩でも先に進むようにぜひよろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

ご意見ということで。ありがとうございます。

他に。

今、資料請求の部分のところですけど、一般の部分のところについても質疑を受けさせていただきますので、何か質疑はございませんでしょうか。

○ 伊藤昌志委員

どの資料で言ったらいいのかな。105の補正予算の概要のところからで、これは3ページの歳出の新型コロナワクチンの接種体制の確保事業費ということになっているんですけども、これについて……。

○ 竹野兼主委員長

それやと多分30ページの資料のところかな。補正予算資料ってありますよね。参考資料、その30ページのところやと思うんやけど。

○ 伊藤昌志委員

30ページのところで。申し訳ありません。ありがとうございます。

ちょっと一般質問でいただいた答弁も踏まえての質問になるんですけども、保健師の皆さん、非常にお忙しい状況だと思いますので、事務一つにおいても多分保健師でない人がやれる役割があればたくさんしたほうがいいのかと思うんですが、何かその辺、コロナ禍でずっと保健師の皆さんは忙しい、確保もなかなか、増やすのが難しいという状況の中で、事務のほうをできるだけ負担を減らしていくような、その分予算をかけてフォローしていくようなめどというのは何かありますでしょうか。これに関しては、そのまま国庫支出金ですので、普通に事務事業として入っているだけになるのでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

要するに、補正予算額以上に何かサポートする予算があるかという意味で質問されてい

るということですか。

○ 伊藤昌志委員

はい。もう一つは、予算の中で、予算の内訳が、ちょっとこんなふうに考えているので事務がスムーズにいくようになるのかという部分があるのかなと思ひまして、分かる範囲で教えていただけたらと思ひまして質問しました。

○ 辻健康福祉部長

健康福祉部、辻です。

まず、今回——これまでも一般質問等でお答えさせていただいておりますが——できるだけ保健師でありますとか医療職はより専門業務に専念できるように、事務的なもので済むものであれば、事務職であり、ほかの職で済むものであればというので、年度内に入りましても、かなり兼務をかけて、部内もかなりの人数を動員しております。

30ページをご覧くださいますと、これはワクチンが供給された段階にできるだけ早く対応できるようにというので、システムを改修するものです。

この右上をご覧くださいますと、健康福祉課で要求をさせていただいております。ここはまさに事務部門でございます、こういうシステム改修等は——もちろん内容については保健師等の知見なりアドバイスは受けてということになりますけれども——システム改修、殊これに関しては、事務職員で対応するとか、それぞれのできるだけ専門業務に、特に医療職のほうが専念できるようにというのを心がけてやっております、例えば物理的な検体の搬送でありますとか、事務職員で研修なり指導すれば、例えば運転なんかはできますので、そういうようなことで幅広く、まずは健康福祉部、今は庁内の各部にまたがって兼務をかけて動員をしておると、基本的な考え方は伊藤委員のおっしゃったような考え方で対応しております。

ただ、これの予算というのが人件費が中心になってしまいますので、少し現れにくいところがございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言を願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

反対表明もないため、簡易採決により行いたいと思います。

議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第6項介護保険費、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費(関係部分)、第3項保健所費、第2条債務負担行為の補正(関係部分)、議案第51号令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第53号令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に審査を送るべきものについて、委員の皆様から提案がございましたら発言をお願いいたします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようですので、全体会に送らないということを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第6項介護保険費、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第51号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第53号 令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者は一部入替えということですので、しばらくお待ちください。

ここからは、所管事務調査として、令和2年度第3回四日市市社会福祉協議会理事会報告、令和2年度第3回四日市市民生委員推薦会報告、令和2年度第1回四日市市障害者施策推進協議会報告について、一括して報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 矢田健康福祉課長

健康福祉課、矢田でございます。

お手元の資料の続きになりますが、7ページをご覧ください。

令和2年度第3回社会福祉協議会理事会の報告でございます。

この理事会は、既に皆様ご存じのとおり、社会福祉協議会が実施しております事業や規程の改廃など法人運営全般の協議を行うものでございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、お手元の資料3の（1）

にごじますように、理事総数14名全員の同意の意思表示がございましたので、書面による決議とさせていただきます。

今理事会での内容でございますが、同じく3の(2)の議事項目にもごじますように、各種規則等の一部改正でございます。

今回の改正は、育児・介護休業法改正に基づきまして、就業規則の介護休暇を1時間単位で取得可能にし、無給だったものを有給での取得が可能にするための改正でございます。

それから、2点目、令和2年度の人事院勧告による期末・勤勉手当割合表の変更に伴いまして、給与規程を改正するためのものをごいまして、いずれも国の改正に合わせたものをごいします。

2点全て承認いただきました。

資料の8ページのほうに、理事、監事の名簿を掲載させていただきました。

引き続きまして、9ページをご覧ください。

令和2年度第3回四日市市民生委員推薦会の報告でございます。

民生委員児童委員の辞職等に伴いまして欠員を補充するために、民生委員候補者7名の適否について持ち回り審議をさせていただきました。13名全委員から承認をいただきましたのでご報告いたします。

次に、10ページは現時点での民生委員推薦会委員名簿でございます。

それから、11ページからの資料でございますが、社会福祉協議会の理事会の議案資料をつけさせていただきました。

13ページ、14ページが先ほど説明させていただきました規則、規程の変更内容でございますのでまたお目通しいたきますようよろしくお願いいたします。

私のほうからの説明は以上でございます。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課長の田中です。よろしくお願いいたします。

資料、引き続き15ページをお願いいたします。

10月21日に開催をいたしました、令和2年度第1回四日市市障害者施策推進協議会の報告をさせていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による会議とさせていただきます。

2番の議題としましては、今回、（１）資料１としまして第４次四日市市障害者計画の実施状況の確認について、（２）資料２としまして第４次四日市市障害者計画の実実施計画、数値目標の確認について、（３）資料３としまして第５期の四日市市障害福祉計画、第１期四日市市障害児福祉計画の進捗状況の確認及び次期計画の作成について、（４）としまして資料４、身障４級医療費助成の申請状況の報告、（５）としまして資料５と６、四日市市重度障害者（児）手当の案内文書等の送付についてになっております。

なお、資料は、タブレットの16ページ以降に資料１から資料６を掲載させておりますので、お目通しいただければと思います。

各委員にそれぞれの議題に関する資料を送付いたしまして、書面にてご意見などを提出いただきました。いただきました意見や質問に対する回答を、タブレットの71ページからの資料７に掲載をさせていただいております。

資料71ページにお進みください。よろしいでしょうか。

まず、71ページなんですけど、こちらにつきましては、第４次四日市市障害者計画の実施状況、それから数値目標に関する委員からの意見と、それに対する回答のほうを記載させていただいております。

72ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、議題の３番、資料３の第５期四日市市障害福祉計画、第１期四日市市障害児福祉計画の進捗状況及び次期計画の作成に関するご意見のほうを記載させていただいております。

73ページをお願いいたします。

こちらは、身体障害者４級医療費助成の申請状況並びに重度障害者手当の対象者への案内通知に関する委員のご意見と、それに対する回答を記載させていただいております。

表の左に通し番号をつけさせていただいておりますが、12番のところなんですけど、身体障害者４級医療費助成の10月時点の申請状況なんですけど、こちらが94.25%という数字になっておりまして、委員からは、未申請の方がまだ127名いるということになっておりまして、その方への丁寧な対応をするようにというようご指摘をいただいております。

私どもとしましては、身体障害者４級医療費助成もそうですが、重度障害者手当につきましても、未申請の方には引き続き丁寧な対応のほうを行っていただきたいというふうを考えております。

私からの説明は以上です。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

質疑のある委員の方は挙手にてご発言を願います。

○ 伊藤昌志委員

ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、16ページのところから障害者計画がありますけれども、実施状況というのは、これが令和元年度の活動結果みたいなものということではよろしかったですか。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

伊藤委員おっしゃっていただいたそのとおりでございます。

○ 伊藤昌志委員

役所の中でいうと、事務事業評価みたいなものではなくて、ここが結果の最後という感じなんでしょうか。

○ 田中障害福祉課長

それぞれの各担当部局で障害に関する関係の事業についてご報告をいただき、ご報告内容について各委員の皆様それぞれご意見なりご評価をしていただいているという状況になってございます。

○ 伊藤昌志委員

事業評価みたいなものというのは、ここの中には、この活動についてはここが最後の結果ということではよろしかったですか。

役所ですと、事務事業評価じゃなかったでしたっけ、評価表ってありますよね。そういう棚卸表であったりとか、そういったものはなくてこれが最後の結果ということでしょうか。

○ 田中障害福祉課長

これが一応最後の結果という形になっています。

○ 竹野兼主委員長

やった実績のところがしっかりと書いてもらってあるというような状況ということですよ。その部分のところについては、計画の実施状況とそれから数値目標の確認なので、それがどこまでできたというような部分のところまでには至っていないと。

○ 伊藤昌志委員

分かりました。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

会議の部分のところについては、今回、コロナ禍ということで、実際には文書でというような状況があると、そのところではしっかりやっていただいているということで、また何か報告があれば、2月の定例月議会の委員会のところで、また報告をいただくということをお願いしまして、質疑もないようですので、この程度とさせていただきます。

これで健康福祉部の所管部分については終了といたします。お疲れさまでした。

理事者の入替えを行いますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

用意ができましたので、再開いたします。

それでは、これよりこども未来部所管の議案について審査を行います。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

川北部長、座ったままでお願いします。

○ 川北こども未来部長

皆さんおはようございます。

昨日は、独り親の関係で、ご審議、議決いただきまして誠にありがとうございました。

本日でございますが、こども未来部につきましては、議案第50号の補正予算の関係でございます。しっかりと答弁させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会としまして、議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）についてを議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑から行いたいと考えております。

ご質疑のある委員の方については挙手にてご発言を願います。

○ 荒木美幸委員

全体会で私、請求させていただいた資料を追加資料として載せていただいております。よろしく申し上げます。

ピロリ菌検査事業ということでやっていただくんですけれども、まず一つお聞きしたいのは、ピロリ菌事業というのは10年ほど前から九州地方を中心にこういった小学校や中学

生の子供たちの検査などから広まってきてはいるんですが、ずっと健康福祉部さんのほうで健診ということで、私も何度も質問させていただく中で、やはりピロリ菌が胃がんの原因になるという医学的なエビデンスがしっかりしないということもあり、なかなか実施ということには踏み込めないという大前提があったかと思うんですが、それが今回大きく方向を変えて、中学生対象にということでピロリ菌検査を実施していくということに至ったわけですけれども、その辺の変更といたしますか、かじを切った一つの理由があれば教えてくださいなと思ひまして。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

先ほど荒木委員から、今回ピロリ菌の検査というところの方向性ということでご質問いただきまして、確かに、従来エビデンスというところでなかなか検査事業に踏み込んでいなかった部分もあろうかと思ひますけれども、そこもエビデンスがというところではないんですが、ただ、胃がん、あるいは慢性胃炎や十二指腸潰瘍、そういったものにピロリ菌が影響するというところまでは、従来からエビデンスがあるところであらうかというふうには思ひます。

そういった中で、今回、子供の将来的な健康をというところで、予防というところで、検査事業を始めさせていただきたいというふうにご考へているところでございます。

○ 荒木美幸委員

分かりました。ありがとうございます。

今回、中学生ということですから、もちろん教育委員会との連携も当然必要になってくるわけですけれども、ピロリ菌の検査を始めるに当たっては、こども未来部さんもそうですけれども、教育委員会の思ひもあつたと思ひますが、その辺はどうなんでしょう。教育委員会の思ひが強くて進んでいったのか、こども未来部が子供の健康というところで強くリーダーシップを取つたのか、その辺のバランスといたしますか、教えていただければと思ひます。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

教育委員会との関係性というところでありまして、今回の事業につきましては、こども未来部、健康福祉部とも連携しながらではございますけれども、主に子供の健康というところでさせていただいて、その中でより広く受けていただくためには、学校検尿を使うところが一番受けやすいというところで、学校の間を借りてというところで、教育委員会と連携しながら事業を進めようとしているところでございます。

○ 荒木美幸委員

そうしますと、教育委員会としても、この有効性というのをしっかりと認識をした上で、この事業をしっかりと連携してやっていきたいという思いであるということの理解でよろしいでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

教育委員会のほうでも、この事業の趣旨とかを理解していただいて、共に事業を進めようとさせていただいているところでございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。

それをちょっと受けまして、少し細かいところをお聞きします。

追加資料を拝見いたしました。この内容については、今後、知らせていく内容かと思えますので、レイアウト等は今後作成をしていくということによろしいですか、整えていくということによろしいですよ。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

そのとおりでございます。今回、資料のほうにつきましては、主な内容を記載させていただきまして、これを基に、また今後医師会や薬剤師会とも調整しながら固めていきたいというふうに考えてございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

主な記事、記載内容を3点ほど挙げていただいておりますが、やはり1番目がとても大事であります。要するに、胃がんというのは、子宮頸がんと同じく、予防ができるがんの一つであるということがとても大きなポイントになってくるかと思っておりますので、その部分をしっかりと、どのようにレイアウトしていくのかはお任せはしますが、きちんとご理解をいただけるようなレイアウトの調整等をしていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

特に、最初はハガキですよね。というと、非常に紙面が狭くて限られた紙面になるかと思っておりますので、そういったところで、そういう案内をどういうふうに工夫していくかというのはちょっと苦労をおかけするかと思っておりますけど、まずそのきっかけのところで、興味、関心を持っていただけるような限られた紙面の中でのレイアウト構成をひとつお願いしたいと思います。これ、一つ要望です。

その上で、改めて4月に今度は案内文書を配布するということですので、ぜひこれも文字の羅列ではなくて——やはりもちろんQ&Aも入れていただくということなんですけれども——シンプルに分かりやすくしていただいて、この効果を感じ、ピロリ菌検査をやるという動機づけになるような、書面の構成をお願いしたいと思います。

これはお願いでございます。よろしいでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

今、荒木委員がおっしゃられたことは非常に重要なことだと思っております。今回の検査につきましては、あくまでも希望者を対象にさせていただきますので、4月に学校で文書を配付させていただいたところに申込書を同封させていただきます。それを回収して、その方に対しての検査ということになります。

そういった意味で、この検査の趣旨であるとかを理解していただけるためにも、分かりやすく記載するという必要だと思っておりますので、その辺は十分配慮して、文面を作成していきたいというふうに考えてございます。

○ 荒木美幸委員

よろしく願いをいたします。

もう一つ、除菌についてなんですが、除菌については、ここでは自己負担とありますけれども、保険適用になっているとあっていらっしゃる方も多いですので、保険適用になる場合とならない場合の違いを教えてください。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

除菌治療についての保険適用かどうかというところでございますけれども、症状が出ていて、それを治療する場合には保険適用になります。したがって、今回検査でピロリ菌が陽性になって治療ということになりますと、保険適用外の扱いということになるものでございます。そういったところも、案内文書のほうには記載して、分かるようにさせてはいただきたいというふうに思います。

○ 荒木美幸委員

今、課長が最後におっしゃっていただいたので、まさにそのとおりで、その辺の誤解がないように、紙面は限られているかと思っておりますけれども、保険適用になる、ならないの違いについても少しお知らせをしてあげると親切かなと思っておりますのでお願いしたいと思っております。

いずれにしても、まだきちっとした医学的な証明はされておられませんけれども、ピロリ菌検査が九州を中心に始まってもう10年近くにはなってくるんですけれども、最近の調査では、ここ数年の成人の胃がんの罹患率が下がっているという調査が出始めておりますので、そういったことも注視をしていただきながら、本当に将来の子供たちの命を守る視点で重要な検査であるということをしつかりとインフォメーションしながら、たくさんの人たちに受診していただくような働きかけをお願いしたいと思っております。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますか。

○ 後藤純子委員

1次検査で陽性の方には2次検査で医療機関を案内してあると思うんですけど、案内は

どのようにされる予定でしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

検査の結果につきましては、こども保健福祉課のほうからそれぞれの方に郵送で送らせていただきます。その中で、1次検査、陽性の方につきましては、2次検査の案内、それから2次検査ができる医療機関のリスト、そういったものを同封させていただきまして、案内させていただく予定でございます。

○ 後藤純子委員

中学校の先生とかそういった方にはお知らせは特にしないということによろしいですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

今回の1次検査の結果につきましても、薬剤師会を通して検査していただくんですけれども、薬剤師会からこども保健福祉課のほうに検査結果をもらいまして、それを郵送しますので、学校のほうに1次検査そのものの検査結果は特に届かないというスキームを考えてございます。

○ 伊藤昌志委員

検査の数値目標とかって何かあれば教えてください。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

数値目標といいますと、これ、高ければいいというものでないですし、低ければというところもありますので、取りあえずやってみてということになろうかと思えます。その中で、他市の事例でいきますと、先ほどの荒木委員も九州のほうでというお話がありましたけれども、佐賀県は県を挙げてやっていますけれども、1次検査が5%前後という結果が出ているという実績もございますけれども、特に今数値目標というのを掲げて事業をしようというものではないというふうに認識してございます。

○ 伊藤昌志委員

高ければよいというわけではないという、そうすると、実施するのはどういうところが根拠でされるんですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

先ほどの5%程度というのは佐賀県の1次検査で陽性となった人の割合でございます。

もちろん、ピロリ菌に感染している方につきましては1次検査で見つけ出して、あるいは二次検査でということでは思いますけれども、ただ、今の段階でどれぐらいの方が持つてみえるかというところもちょっと全く把握できない状態ですので、そういった意味で、感染している人を見つけるためにやるものですので、そういった方についてはもちろんこの検査で見つけていただいてというふうに思いますけれども……。

○ 竹野兼主委員長

だから、今の話でいけば、検査を100%してもらおうというのは目標になると違うんですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

受診率としては100%を目指しますけれども、陽性という意味ではそこでは目標値を設けておりません。

○ 竹野兼主委員長

今、伊藤委員が言われている目標というのは、多分受診をどれだけきちっとするのかという部分だと思いますので、もう一回きちっと明確にお答えください。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

申し訳ございません。受診率ということでは100%を目指して実施していきたいというふうに考えてございます。

申し訳ございませんでした。

○ 伊藤昌志委員

予算的には、50万円というのはどれぐらいになるんですかね。100%の金額ですか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

今回補正予算で計上させていただいておりますのは、3月の案内はがき、あるいは4月に案内する文書の印刷等についてということでございまして、検査費用のほうにつきましては、また改めて2月議会のほうで上程させていただくということになるかと思っております。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。じゃ、この内訳は事務費ということで、人件費でもないですね、事務でかかる費用ということでよろしいですね。

これに対しては、先ほど荒木委員もおっしゃっていただいたように、メリットとかということが出てきたということなので、当然専門の方が確認をしていると思うんですけど、保健師さんでよろしいですね、主にそういう実際に国からの通知の内容を把握できる人というのは。部の中では保健師さんということでよろしかったでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

こども保健福祉課のほうで、この事業について今進めているのは、保健師が対応させていただいております。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

ほかにもコロナ禍で大変な役割がいっぱいあると、先ほど健康福祉部さんもそうだったんですけど。そうすると、今の現状、保健師さん、ここ1年半の中ではやっぱり充足していないというようなことがあったんですが、今現状というのはやっぱり不足ぎみなんですか、保健師さん、人員としては。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

保健師の数としましては必ずしも十分であるとは思っておりませんが、いる人数の中でできることをやっていくということできさせていただいております。

○ 伊藤昌志委員

今の計画の中で、人員が今予定どおりということのお答えでよろしかったでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

人事課のほうには保健師の拡充をとすることはお願いさせていただいている状況ではございます。

○ 伊藤昌志委員

これはもう確認済みですけれども、他市と比べると人数的には多くないほうだというふうに聞きましたが、間違いないでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

決して多い数字ではないというふうに認識してございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 荒木美幸委員

障害児通所事業費についてお聞きします。

今回一般質問もありましたので、しっかりやっていただきたい事業だと思っておりますが一つ教えてください。23日を超えた分については、この費用といいますか、これはここにありますがどのように国と市が持てるものなのか、あるいは23日を超えた場合は市が持つのか、その辺の予算的なことを教えていただけませんか。

○ 山口こども発達支援課長

こども発達支援課、山口です。

先ほどご質問いただきました23日を超えた部分のかかった費用についても、同じように国から2分の1、県から4分の1、頂戴できます。

○ 荒木美幸委員

分かりました。

もう細かく言いませんけれども、質問もありましたので。本当に様々な状況の子供たちが年々多くなっています。ある学校では、大規模小学校などでは特別支援学級が5クラスぐらいあり、放課後には7事業者ぐらいの車が並ぶというのもお聞きをしておりますので、本当にこの事業というのは大事かと思えます。

そういった様々なお子さんがいる中で、23日という限度はありますけれども、やってはいただいていると思いますが、きめ細やかにその状況をしっかりと確認をしながら、必要な日数を提供できるような体制をさらに強化していただくことをお願いしたいと思えます。

以上でございます。これは最後、要望です。

○ 竹野兼主委員長

要望ということで、よろしくお願ひします。

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願ひします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りしますので、よろしくお願ひします。

反対表明ありませんでしたので、簡易採決により行います。

議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に全体会に審査を送るべき事項について、何かありますでしょうか。

（なし）

○ 竹野兼主委員長

なしということで確認をさせていただきました。

〔以上の経過により、議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 竹野兼主委員長

それでは、1時間たちましたので、こども未来部につきましてはご苦勞さまでした。

11時15分まで休憩をしたいと思います。ご苦勞さまでした。

11：03休憩

○ 竹野兼主委員長

時間前ですが、全員おそろいになりましたので、これより教育委員会に関する議案の審査を行います。

まず、教育長からご挨拶をお願いします。

○ 葛西教育長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会としまして、一般会計補正予算第7号につきまして。そしてまた、教育民生常任委員会としましては、四日市市学校給食センター整備運営事業に係る特定事業契約の締結について、それから大矢知興譲小学校の工事請負契約の締結について。

加えまして、協議会で、四日市市教育大綱の改定について、これは平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これが変わりました。それで、各市町では教育大綱、これをつくって、教育の理念を示していくというふうなことになりました。本市におきましては、平成27年11月にこれをつくりましたが、そのときにおおむね5年というふうなことを書き加えさせていただきましたので、今回改定になったというものでございます。本市のこれまで大切にしてきた考え方に加えて、令和の新しい動きも取り入れたものにしてありますのでどうぞよろしく願いいたします。

それから、魅力ある奨学金制度の創設事業、これは、経済的理由から就学が困難な子供たちの支援ということで、新しい制度設計をいたしました。

次、学校給食費の公会計化、これは、学校の働き方改革の一環として、教職員の業務負担を軽減していくと、そういう意味合いからのものでございます。

最後、教育民生常任委員会としまして、産業廃棄物処理業務受託業者からの損害賠償請求事件における裁判所から提案された和解案への対応についてでございます。これは、平成29年の10月に、小中学校から排出していた産業廃棄物、これを受託業者に処理していただいておりますけれども、その業者が処理の過程で、作業をしていた方にけががあったと。これについては、平成29年の11月に教育民生常任委員会の場で報告のほうはさせていただいておりますが、その件についての和解ということでご報告のほうをさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 竹野兼主委員長

それでは、まず議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について審査を行います。

本件につきましては議案聴取会において資料の請求がありましたので、まず、資料の説明をお願いいたします。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課、広瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の準備をよろしくお願いいたします。フォルダですが、07、12月定例月議会、05教育民生常任委員会、02令和2年12月15日、002教育委員会（予算分科会、協議会、報告事項資料）のフォルダの中のファイルですが、002補正予算追加資料でございます。よろしいでしょうか。

こちらのほうの3ページ、4ページでございます。3ページは表紙になっておりますので4ページのほうでご説明させていただきます。

まず、議案聴取会のときに、中村委員より受水槽・高架水槽更新工事の工事工程が分かる資料のご請求をいただきましたので、標準的なスケジュールをご用意させていただきます

した。各工程の施工内容、施工日数、日程をお示しさせていただいております。

まず、仮設工事に4日間、既設設備の撤去に8日間、受水槽の設置に6日間、高架水槽、消火ポンプ、揚水ポンプの設置に各2日間、それから配管工事に8日間、電気設備工事に8日間、それで最後に仮設の撤去と水槽の清掃、それと試運転でトータルで32日間必要となります。そのうちの工程表の水色で示させていただいた部分が断水期間ということで、28日間の断水を予定しておりました。

また、参考に、一番下の段には、今年度夏休みの期間をお示しさせていただきました。コロナ禍の影響で例年40日程度ある夏休みが23日間に短縮されたことによって、施工が不可能となったということで判断をしております。

説明のほうは以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

資料説明に対する質疑、またそれ以外の部分のところについても質疑をお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

ご質疑のある委員の方は挙手にて発言をお願いいたします。

○ 中村久雄委員

資料ありがとうございました。

これで、通常でしたら高架水槽の工事もいけると、今年度に関しては夏休みが短かったから諦めたということですがけれども。

来年度、どうなるか分からんというのはちょっとそれは置いておいて、やっぱり断水期間が28日必要なので、それでも28日でしたらいろんな対応もできるというふうな考え方でいいんですかね。

○ 竹野兼主委員長

要するに、28日間あるけど、そこの部分のところにはどんなような環境が整わんとできないのかという意味合いで確認をするというのでよろしいですか。

○ 中村久雄委員

いやいや、どのようなというより、来年のことを話しておってもまだ分かりませんが、コロナ禍の中で学校教育の授業体系もいろいろ変わる可能性もあるかなというところで、こういう更新、メンテナンスも十分可能やということの確認ということですね。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課の広瀬でございます。

標準的な工期を今回お示しさせていただきました。大体28日間断水するというので、これ以上の休みが取れば施工は当然可能です。

ただ、来年度、コロナ禍の影響でどうなるか分からんというところもございまして、来年の夏はやはり工事は進めたいと思っていますので、休みが短くなったときにどのような仮設ができるかということで、今現在受託課のほうと協議をして、どんな対策が取れるかということも今調査しておりますので、できるだけ来年度は何とか仮設を用意するとか、そういったことで対応できるよう今模索しておる最中でございます。

○ 中村久雄委員

ありがとうございます。いろんな状況、新型コロナの状況、いろいろな状況があっても施設のメンテナンスは当然必要ですから、いろんな方法を考えながらよろしく願いいたします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 荒木美幸委員

よろしく申し上げます。

新教育プログラム推進事業費（キャリア形成）、今年度からスタートしたということで、せんだって一般質問でも教育長からご紹介もありました。とてもよい取組だと個人的にも思っておりますので、有効に活用してほしいと思っています。

その中で、内容のところの部分で、小学校から中学校への引継ぎを研究するためという文言があるのですが、確かに引継ぎってすごく大事なかなというふうに思っているんですが、

これは、そういったこれを研究するための何かグループであったり、会議体であるというものをつくっているのか、つくっていくんですか。そういった研究をどのようにしていくのかなと思ひまして、教えてください。

○ 小林指導課長

指導課の小林です。

それについては、今現在学びの一体化ということで小中学校、幼稚園も含めて連携するような活動を行っております。

今現在、学びの一体化ということで、一般質問にもありましたが、小学校の教科化というふうなあたりも研究をしているんですが——今ちょっとご質問をいただいたものにきちんと当てはまっているかどうかというのは、ちょっと外れているかも分かりませんが——学びの一体化という中で、研究というのは教科担任制等を含めてやっていきたいと考えております。

また、各地域で、それぞれ保育園、幼稚園も含めて学びの一体化の会議も行っておりますので、それぞれの学校区においてキャリア教育について等を設定する中で研究を進めておりますので、今後も何らかの成果が出てくればよいなと思っております。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

今質疑を行ってもらっているのは補正予算資料43ページのところです。皆さんよろしく申し上げます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

ということは、特化するというよりは、学びの一体化の中の一環として、併せてこういったことを将来どういうふうにつないでいくかというのを研究していくということだと理解をしました。

といいますのは、この質問をしましたのは、もちろん小学校から中学校、また中学校から高校と、ここのところのつながりがすごく大事なと思うのと同時に、やはり公立だけではなくて、小学校は公立で中学校から私立に行ったり、また、高校で私立に行ったりとい

う流れもあるかと思しますので、せっかくいいツールだと思いますから、これが途切れてしまわないような、やはりどういうふうにしていく、つなぎをどうするかというところの研究はしっかりとしていただきたいなというふうに感じましたので、これ、意見として挙げさせていただきます。

それともう一つは、細かいことになりますが、内容の作成費の3点目の160万円で上がっている専用ファイルなんですけど、これはどういうものを、ちょっと素材についてお聞きしたいんです。といいますのは、これ、1年、2年、そんなのじゃなく6年、あるいは9年、あるいは12年というふうに使っていくわけですよね、これは恐らく。ですから、もちろんお金をかけ過ぎる必要はないと思うんですけども、子供たちが保管していきますので、あまり簡易のものだと途中でぼろぼろになってしまったりとか、そういうことがあるのかなと思しますので、ある程度やはりきちっとしたものを専用ファイルとして子供たちに与えてあげることが必要かと思えます。その辺の心配はないかと思ひまして。

○ 小林指導課長

指導課、小林です。

専用ファイルについては、今、荒木委員がおっしゃったように、紙ベースとかですとぼろぼろになってきますので、そこに載っているキャリア・パスポートが高校までつながるように、プラスチック製のものでそれぞれ保管して持っていけるようにと考えております。

○ 荒木美幸委員

分かりました。ありがとうございます。しっかりよろしくお願いします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にて発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を諮りたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りいたします。

反対表明ありませんでしたので、簡易採決で行います。

議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべき事項について、何かございましたら。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしということで確認をさせていただきました。

[以上の経過により、議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、理事者入替えをお願いいたします。

議案第63号 （仮称）四日市市学校給食センター整備運営事業に係る特定事業契約の締結について

○ 竹野兼主委員長

それでは、ここからは教育民生常任委員会としまして、議案第63号（仮称）四日市市学校給食センター整備運営事業に係る特定事業契約の締結についての審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において、追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行っていきます。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言を願います。

○ 川村幸康委員

一般質問で議論がかみ合っていなかったかなと思ったりもしておって、聞いておって。定義しろとかどうこうというやり取りがありましたやろう、井戸水の話で。井戸水も飲めるようにしたら水道水なんやろう。それでええんやろう、別に、極端なことを言うたら。違うの、あれ。議論の最初の掛け違いのところは、そうやったんと違うかなって。直せという話になっておったけど、ここの仕様は水道水やったらええわけやろう。そうやで、井戸水でも掘って、水道水が飲めるようになっておったら、水道水やでええんやろう。読み取り方によってはあかんということでもないのと違うかなと俺は思っておったけど、違う、間違いですか。

市長は、そこを上下水道局の経営で右のポケットも左のポケットも結局水道代を買うてもらうか、あれするかの話やでと言っって、そうやで、伊藤嗣也議員に、年間1000万円かそれぐらい浮くけれども、単体で見たら浮くけれども、同じポケットから出ていくんやでという話を市長はしたけど、俺、あれもかみ合っておらんと思っっておったんやわ、実は。

というのは、要は、伊藤嗣也議員もちょっとかみ合っていないところがあったんが、そこだけやったんやろうなと思っっておるのやわ。それだけすっきりしたかったで、一遍聞いておきたいなと思っっておった。分かる、俺の言うておる意味。

伊藤嗣也議員は初めから井戸水を使うたらあかんやないかと書いてあるのは間違いやな

いかという話やったけど、井戸水はあかんけれども、井戸水を処理して水道水になっておいたら別に使ってもええわけやん。

○ 竹野兼主委員長

地下水ですよ。

○ 川村幸康委員

地下水じゃなくて、水道水として使えるわけなんや。市立四日市病院でも使っておるんやで。

その話と、それから1000万円浮くという話を別個で議論しておったで、おかしいことを本会議で言うておるなと俺は思っておったんやけど、誰か、俺の言うておることの意味が分かる人、それでええんやというなら、それでもうすっきりするんやけどな、あの話は。

○ 竹野兼主委員長

2200万円浮くというのは施設の部分のところというの、何かはっきり僕らも……。

○ 川村幸康委員

いや、違う違う、こういうことなんさ。

自己水源でやったらこれだけのお金で、上下水道局から買ったらこれだけで、それで年間差額でこれだけ浮きますよという話をしておるんさ、伊藤嗣也議員は。だから、建物だけでいったら、教育委員会の予算からいったらこれでええやないかというけど、教育委員会としてはええかしらんけれども、上下水道局を抱えているオール四日市で見たら、どこから出ていくかで収益が減るだけやで一緒やないかという、ちょっと俺は、あれは市長からすると乱暴な言い方やなと思っておった、極端なことを言う。そんなのやったらもうコスト意識は要らんやないかという話なので。

そうではなくて、もう一つ違っておったのは、伊藤嗣也議員の取り方もこの水準書か何かに、教育委員会の、井戸水があかんと書いてあるのは、それは当たり前なんやわな、井戸水なんか飲ませたらあかんもんな。けど、井戸水をろ過してあれしたらよかったんやったら、読み取り方やで、これ。ここの落札した業者さんが自己水を取って、井戸水を使って水道水にすることはあかんと書いてあったんか。そこらがどうか分からんだんさ、教

育長の答弁の中でも。

だけど、多分そこまで教育委員会も考えてへんのやろうなと思って。だからああいうことが起こってきておるのやろうと思っておるんやわ。

だから、もし答えられへんのやったら、一遍そこらをきちっと整理しておいたほうがええのと違う。

○ 竹野兼主委員長

ちょっと一回そのところを。

○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村でございます。

ちょっと私の答えが的を射ているのかあれなんです、基本的に教育委員会は、今回の使用する水に関しては、水源を水道水とする、水源を井戸水とするというカテゴリーにおいては、水源を井戸水にするものについては使用しないというふうに考えています。ですので、現実的な対応としては、上下水道局が提供する水を使用するというを想定しております。

○ 川村幸康委員

そうすると分かった。俺もそこは勘違いしていた。そうすると、出てくる水のところじゃなくて、どっちにしても取る水道水は、上下水道局の水しかあかんぞと縛ったわけや、教育委員会の場合は。

そうすると、ここで疑問が湧くのは、市立四日市病院はやっておるのに何でなんやという話になってきたときに伊藤嗣也議員の議論が起こるわけや。

井戸水でも市立四日市病院は企業会計で使ってやっておるやないか、やけど、教育委員会は企業会計と違うで、だから、森市長が言うように上下水道局にももうけさせやなあかんで、そういうふうに縛ったんやという話や。

そういうことでええの。

だけど、俺は初めて知ったんは、今、水源を仕様水準で決めるというのは初めて見たわ。あまりないやろう、そこまで縛ることは。普通は自己水にしろ、水道水にしろ、水源をとるのはなかなかあれやなと思ってさ。それは当たり前なの。

○ 松岡副教育長

一般質問の答弁でもご答弁申し上げたんですけれども、確かに市立四日市病院さんのほうでくみ上げた水を使っていらっしゃる実態もありまして、病院事務長の答弁の中で給食にも使っているとか人工透析にも使っているという話もありました。

我々が今から給食センターのほうで使う水をどのように利用するかというのは――答弁のほうでも申し上げたんですけど――学校環境衛生基準というのがありまして、そこに水道水を水源とする場合、井戸水を水源とする場合の区分けがありまして、そこを読み取ると、給食センターでは、先ほど課長が答弁申し上げましたように、水道水を水源とする場合の水とすることが望ましいでしたかね、というふうな記載がありますので、市立四日市病院さんの実例があるものの、我々としてはそちらのほうの水源から水をいただくというふうなことで判断をしたわけでございます。

○ 竹野兼主委員長

あと、それ、市立四日市病院のほうは、もし断水が起こった場合のためのというのであれば取るような形にするっていうて、答弁しておったよね。だから、病院と給食センターというのの位置づけのところは、内容が違うというふうに思って聞いておったんやけど、それで合っていますか。

○ 松岡副教育長

病院さんのほうは災害時拠点病院でしたか、24時間365日水を絶やすことができないということで、リスクを負いながらもあのような形で水を給水していただいているという部分と、私たちはより安全な水をもって、安心、安全な給食を提供するということで、やはりその辺は目的の違いということから選ぶ水の違いにもつながってきたんだろうというふうなことで認識をしております。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 川村幸康委員

そうすると、まとめると、私は今の答弁を聞いておって、頭の中で整理したのは、災害あるいは24時間対応を含めて市立四日市病院の場合は設定していますと、学校の衛生管理マニュアル基準やったか、それには、子供たちに飲ます水は水源を井戸水ではなくて、水道水を使いなさいという管理マニュアルになっておるからそれに従っただけやという話、そういうことなんやな。

○ 竹野兼主委員長

それでよろしいかどうか、ちゃんと確認で答えて。

○ 松岡副教育長

委員おっしゃるとおりで、そのようなことをございまして、学校環境衛生基準、これに従って作業させていただきました。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

もう答弁、要らんでな。学校環境衛生基準というのが、ひょっとして不測の場合、井戸水が汚染されて入った場合には万が一ということも考えられるということを考えながらやっておるということや、そういうことでええんやな。分かった。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございませんか。よろしいか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

簡易採決により行いたいと思います。

議案第63号（仮称）四日市市学校給食センター整備運営事業に係る特定事業契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第63号（仮称）四日市市学校給食センター整備運営事業に係る特定事業契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

議案第64号 工事請負契約の締結について

○ 竹野兼主委員長

それでは、続いて、議案第64号工事請負契約の締結について審査を行います。

本件におきましては、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

議案第64号です。

（なし）

○ 竹野兼主委員長

別段ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしという言葉をいただきましたので、これより採決を行います。

議案第64号工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第64号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者を一部入れ替えたいと思いますのでよろしくお願いします。

11：42 休憩

14：22 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは、ここからは報告事項としまして、産業廃棄物処理業務受託業者からの損害賠償請求事件における裁判所から提案された和解案への対応についてを議題といたします。

資料の説明をお願いします。

○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村でございます。

タブレット36分の35ページをお願いいたします。産業廃棄物処理業務受託業者からの損害賠償請求事件における裁判所から提案された和解案への対応ということでお願いいたします。

冒頭、教育長からご説明させていただきましたが、小中学校から排出される産業廃棄物を処理する業者、受託業者が作業場におきまして、平成29年10月、作業中に身体の違和感を訴え、その後、手術等の治療のため13日入院したという事案が発生いたしました。これに伴いまして、小中学校からの廃棄物から出たものの処理中ではないかという主張でございましたので、教育委員会としましては、原因物質の排出校の特定に向けた調査を進めましたが、学校から出された廃棄物であることの確証となる事実は判明いたしませんでした。そのため、受託業者との合意には至らなかったという概要でございます。

(4) 発生後の経緯ですが、平成30年6月14日に、受託業者及び負傷した作業員から損害賠償請求書が送付されました。趣旨としましては、四日市市が注意義務を怠ったこと。それから、作業員及び受託業者の損害に対しての損害賠償を負うことということでございました。

平成30年8月23日には訴状が届き、その後、12回の口頭弁論が行われました。

36ページのほうへお願いいたします。

令和2年9月28日は、和解案が裁判所から提示されました。和解案の部分、若干、抜粋させていただきますと、1段落目、真ん中ですね。

被告の廃棄物、被告いわゆる四日市市、学校から排出された排出物により、本件事故が発生した可能性があること自体は否定できないが、他方で、原因物質の特定がないなど、客観的に裏づけに乏しいという評価も可能であり、なお慎重な検討を要すると。

また、2段落目の後半、最後になりますが、むしろ和解による柔軟な解決を目指すことも、一定の合理性があるように思うところである。

以上を踏まえ、当裁判所では、以下のとおり、損害の認定を前提に、その半額程度を解決金として、被告が原告作業員に払うこととし、原告会社及び被告において、今後の廃棄物処理における安全の確保に努めることを確認して、和解することを提案するというところで、裁判所から和解案が提示されました。

和解条項といたしましては、下の四角の部分、真ん中の四角になりますが、被告は原告作業員に対し、本件解決金として100万円の支払い義務があることを認めると。裁判所は、

損害額を200万円というふうに認定しております。

先ほどの35ページのほうの訴えでいきますと、合計すると716万6740円になるわけですが、このうち損害額として裁判所が認めた金額につきましては200万円というふうな認定を受けております。

原告会社及び被告は、被告が原告会社に委託する廃棄物処理業務において、対象外の廃棄物が混入することによる危険性を再認識し、その作業に従事する者の安全を確保することを努めることを相互に確認する。今後の廃棄物処理における安全の確保に努める。

これにつきましては、この事件後ですが、学校から出された廃棄物については、学校のほうで正しく認識するように、全て記録を取るように、写真で記録を取れと。それから、今までは比較的、透明度の低い袋に入れてごみを出したりする実態もございましたが、市指定の薄い色のものに統一して、ごみを出すようにということで、再発の防止に学校でも努めてまいったところではあります。

すいません、資料の三つ目になりますが、今後、その他の要求についてはいずれも放棄すると。こういった、和解案が示されました。2番目、和解案の対応としましては、裁判所から提示された和解案を受け入れ、原告会社及び原告作業員との和解に応じるという判断を教育委員会としては行っております。

裁判所が提示した和解案に従い、本訴訟事件の終結を図るとともに、今後このようなことが起こることがないように、学校現場と連携して再発防止により一層努めてまいりたいと考えます。なお、和解のための解決金については、市が加入しております損害補償保険から全額支払われることとなっております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑ある方は、挙手にて発言をお願いします。

○ 川村幸康委員

和解は、そうすると、四日市市の弁護士は、こんでええと言うたわけ。要は、どう見るかやけど、向こうの言い分が50%通ったのか、30%通ったんかという金額で見ると、弁護士はこうやって言うと思うんやわ。716万円で100万円なんやで、7分の1になったと見る

のか。

その前のこっちの補償の300万円に対して100万円になったで3分の1と見るか、716万円、合計足した分の、あれでこんだけ分になったんやで、市の主張が通じたと言っておんのか、その辺だけ、何と言っておんのやろなと思って。どこの金額を基準にして和解しようと思ったかが。考え方だけ。

○ 内村学校教育課長

まず、この案件につきましては、市の弁護士との協議の中で進めさせていただいております。金額の考え方につきましては、いろいろこれ、正直ございますが、一定、損害賠償請求書としましては、会社への営業損害というのを計上されていたわけですが、裁判所はこれについては一切認めなかったと。

そうしますと、けがをした本人への、これ、けがをしたという事実はございますので、それに対する補償という考え方だというふうに理解しております。

○ 川村幸康委員

そうすると、原告が言っておったほうに対しては、416万円も300万円も認めずに、裁判所としては200万円にして、そのうちの半分やと、こういう物の考え方でやったということやね。

○ 内村学校教育課長

はい、そのとおりのことでございます。

○ 川村幸康委員

もう一つだけ聞かせて。

ただ、いこうと思えばいけて勝てたという判断もあるんやろう。難しいんか。内村課長、何でかと言うと、立証責任は向こうにあるやん。そうすると普通、一般論でいくとな。やけど、それはもう裁判所は言わんだの。立証責任、言わへんのやろうか。

○ 長谷川教育総務課長

確かに立証責任としては今、委員おっしゃるとおりというところも私どもも思っておる

ところなんです、この裁判所から、要は裁判官からの和解の勧告というところ、申出がありまして、裁判官の心証がどの辺りにあるかというところを考えますと、裁判官の心証としては、やっぱり被害者救済の必要性というところがまず前提としてあるのかなというふうに受け止めておりまして、今後のところ、法的な勝ち負けの、要は、今回のこの判決をもしもらった場合の、いわゆる勝敗の趨勢も見据える中、やはり和解という形で円満にかつ、将来へ向けて解決をしたほうがいいのではないかという結論に達したということです。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

よろしいか。

○ 伊藤昌志委員

3点あります。

先ほど、課長、心証とおっしゃいましたけど、裁判の中でそうすると、裁判官は作業員の人たちは本当にそこで事故をしてという、その信憑性は、本人たちの主張は信憑性が高いということはこの口頭弁論の中では判断されたということですかね。

○ 長谷川教育総務課長

36ページの裁判所の考えというところの文言にあるわけなんです、いわゆる本件の一番上の括弧の上から3行目の中略の後、本件の証拠によれば、被告の廃棄物により、本件事故が発生した可能性があること自体は否定できないという、これに尽きるのかなと。要は、被告の廃棄物を処理していたときに、原告の作業員さんがけがされたというところは裁判所は認定されておるのかなというふうに読み取れるということでございます。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

市の弁護士さんは口頭弁論の中で、これ、ゼロという主張で当然来たということによろしいですか。

○ 内村学校教育課長

市のスタンスとしましては、やはり学校から出された廃棄物が確定できなかったために、学校から出したものではない、言ってみれば主張としてはゼロを主張してまいりました。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

裁判官の200万円というのは、これ、内訳は示されたんでしょうか。治療費、休業損害、慰謝料も入るんですかね。要は後遺障害と慰謝料を除いた分、実際の休業等にかかった部分で200万円という数字なんですか。

○ 内村学校教育課長

損害額の200万円につきましては、治療費、それから本人の休業損害、入院の慰謝料、入院雑費、後遺障害慰謝料、それから通院等の交通費、それから、その他雑費です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、この件につきましてはこの程度といたします。

これで教育委員会所管の議案審査は全て終了しました。

委員の皆様は連絡事項などがありますので、しばらくお待ちください。

ご苦勞さまでした。

インターネット中継を止めてください。

内容的には、12月の定例会議中の所管事務調査は、朝、なしということで確認していただきましたので、なしということ。そして、休会中の所管事務調査報告書案については、改めて12月21日までに、皆さんのタブレットに案が送信されておりますので、もし何か意見がありましたら事務局へ伝えていただきたいと思います。

次に、2月の定例会議、議会報告会、シティ・ミーティングについてですが、11月24

日に議会運営委員会において、4常任委員会で分かれて開催することを想定して準備を進めるということが確認されております。そのため、日時、場所について、皆さんにお諮りをしたいと思います。議会運営委員会で示された日程案のとおり、3月26日金曜日に一応予定としては行いたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

そして、開催場所については、前回中止した四郷地区市民センターを考えておりますけど、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、その形で用意をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、午後6時半からですので、集合は午後6時ということになると思います。

また、今の状況やと開催が難しいということもあり得る、可能性は非常に高いと思いません。

それと、12月の定例月議会の議会報告会については、コロナ禍の状況を踏まえてユーチューブでの動画配信に切り替えることが議会運営委員会で確認されておりますので、念のため申し上げておきます。委員長は、12月24日に録画撮りをするような予定になっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、最後、休会中の所管事務調査について。まず、日程を令和3年1月25日午後1時半か、令和3年1月27日水曜日の午後1時半の日程を一応考えておりますが、何か、ご都合はいかがでしょうか。

○ 石川善己委員

25日月曜日のほうがありがたいですけど、皆さんのご都合で、どうしても……。

○ 竹野兼主委員長

皆さん、1月25日、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、日程は一応、1月25日午後1時半からということで押さえさせていただきますが、その中で調査の項目、何か、この項目について、提案がありましたら今、お伺いをさせていただきますたいと思います。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

正副委員長一任ということをしていただきましたので、いろいろと検討させていただきたいと思います。そしたらまた、内容を決めましたら、皆さんのところへ報告をさせていただくということでよろしくお願いします。

本日はご苦労さまでした。

○ 川村幸康委員

まだ締まっていないで。どこで言うか、代表者会議なんか、どこなんかちょっと分からないけど、成人式どうするのかは、所管する委員会はこちらなんですけど。

○ 竹野兼主委員長

こども未来部やね。

○ 川村幸康委員

だけど、教育民生常任委員会として、G o T oもそうやし、これ、政府は、末から11日までという話も含めると、まるっきりかぶるわけで。どういう判断をどういうふうに、それこそもう今決めたらんと、これもう遅いと貸し衣装……。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

もう遅いは遅いんやけど、俺んところの娘だって着物を買っておるし、あれやけど、そのことよりも、感染拡大してあれするのを、国もそういうふうなことで止めてあれしてお

るのに、よそでも結構、中止して、リモートとか何か、全然人が集まらんようにしておるところが多い中でいくと。ちょっと、考えやんとなという気が私はしているんですよ。

他の委員さんの考えも聞きたいなど。ただ、どうかなと思ってさ。

○ 竹野兼主委員長

分かりました。

今、取りあえず、実施するというような状況にはなっていますが、今日、委員会の中の委員の方から、この考え方についてという方向性だけ、皆さんにご意見をいただいて、行政側に対して、こども未来部に対して、こういう意見やったけど、本当はどうなんやということ少し、委員長から……。

○ 川村幸康委員

というか、もっと言うと、出初式がなしになったやん。実は出初式はやると言っておったん。縮小か何かして。私、実は消防のほうにいいのかと、一遍、消防団の人の意見、聞いてくれって言うたったん。聞いたところ、大半の人がやめてくれという話やった。だから、しようとする企画の人が引っ張っていけばできるんやけど、意見を聞くと、うちの子供でも聞くと、ちょっとなって言うてるわ、やっぱり、行くのは、成人式な。

だから、子供のほうはそうやって言うてるというのは、企画するほうはやる前提と、やる立場の人で企画委員、持ってやろうとしておるけど、ちょっと考えたらんと、もう少し別の見方をする人が。このままやといたずらにやってもし本当に寄ったらやっぱり朝まで飲むでな。絶対やで、こんなん。若いし、元気やで。去年でも俺のところの息子、朝まで帰ってこなんだ。帰れよって言うても。絶対するに決まっておるんやで。だから、あかんとは思わへんのやけど。この時期だけやでな。四日市市がやるわけやで。どう守るかということも、やっぱりそれはちゃんと考えてやらんとなと思って。

○ 竹野兼主委員長

今、いろいろご意見いただくんですけど、基本的に、そういうソーシャルディスタンスというのを含めて、2回に分ける。2回に分けた中で、それも何人ぐらい参加するのかという参加の申込みを受けるといような、行政側としては、やれるだけのことをやっておるんやという思いがあって進めようとしておるのかなというところはあるのと、それから、

その夜の飲み会のところまで……。

○ 川村幸康委員

いやいや、というよりも、だから、ありますよという案内はもう来ておるわけや。連絡とかいっておるけど、行くかどうか、みんな迷っておるのや。今までやったら、そんなの連絡もしたやろうし、行く子は行くで。あれやったけど、今回迷っておるで、連絡も出してきてへんし、友達同士でやると、1部、2部に分けてもお父さん、一緒と言っておったわ。地区なんかで分かれへんて。高校や何かの連れやと、その仲のええ子が行くところので行くと、私らでも1部、2部やったけど、午前、午後ってなかったもん、結局は。だから、2部に分かれておったけど、なあ、森副委員長。一つで行ったやろう。行っていないのかな。分かれておった。

役所が考えておることと現実にかかること、違うんさ。

○ 竹野兼主委員長

内容的には長時間じゃなくて40分という話をされておるといふところはある。

○ 川村幸康委員

式典はそうなんや。そうやけど、寄るといふ行為をさ、仕組み的に密になることをつかってええのかといふ話だけ。

○ 森智子副委員長

ちゃんと分かっているのや、子供たちは。もう寄れやんでという判断も、多分学校の中心者で決めていると思ふんすよ。でも、今年はこんなんやで、もう集まれやんで、そうやでも成人式に行っても仕方ないで行かんといふ子が多いといふのを聞いている。

○ 川村幸康委員

だから、そういう子らが多いもんで、もうそんなんやったら、俺は、市主催でやることか現実と離れておるわけや。乖離しておるのや。だから、俺の娘らもそういうことも聞こえてきよると、市議会として、そんなのやるのと。現実に対象者の子供たちはもうそういうことで来やへんと言っておるんやで。それはもう情報としてはつかんでおるで。それを、

議会、何しておるのって言われたでさ。議会が決めることではないんやわという話はしながらも、意見は言えるで、意見は伝えるわという話を。

○ 石川善己委員

もしここで合意ができるのであれば、委員会の意見として教育委員会にやっていいのか、中止すべきやないのかというのを、合意が取れば、教育民生常任委員会としての意見をこども未来部のほうへ出すということはできると思う。ただ、強制力はないもんで、最終的には向こうがどう判断するかという話やもんで。

○ 荒木美幸委員

この時期やと予約をしていますよね、貸し衣装。そのキャンセル料、どうしてくれるんやとかね。またそういった問題も出てくると思うので。その辺も……。

○ 川村幸康委員

そうやけど、写真は撮るでな。

だから、もしキャンセルというのはあまりないみたいなことを言うておる。写真は撮るで。

写真だけは撮りに行くというので予約しておるみたい。

○ 竹野兼主委員長

それは一生に一回の記念やで、記念として残すというのは普通にあるんやけど。

今、石川委員が言われたみたいに、こうやって意見が出て、本当にやってええのかという強く意見を、委員会で言ってくれという皆さんの意向が合わせられるのであれば、正副委員長で行かせてもらってきますけど。

○ 川村幸康委員

というかな、もう出初式でもそうやってなしにしたんやし、商工会議所の賀詞交歓会でももめておったけど、年末年始動いて、ひょっとしたらもう、ようけ感染した中で、この1月中の集まりはやめようと言うておる中やで、日本全体は。俺でも怖いもん、年末年始。

○ 伊藤昌志委員

娘、対象なので。個人的にはしたいんですけど。

○ 竹野兼主委員長

3人いらっしゃるんですよ、実は言うと、対象が。

○ 川村幸康委員

俺もずっと連ちゃんやで。

○ 伊藤昌志委員

私いつも主張するので、新型コロナに気をつけるほう側に見られがちなんですけど、正確に言うと陽性と感染は違うというのが今はっきりしてきていますし、10代、20代がかかってもすごく軽いというのも、これ、事実で残っているので、正直やっても問題ないと私は思っていますけど、先ほど、川村委員おっしゃるように、世の中の状況としては、自治体が何も考えずにやるというのがやはり問題かなと思うので、配慮した策を考えるべきだと思います。中止ではなく。

例えば、私が理事者やったら、前から思っていたんですけど、各中学校でやる。リモートで話して。やったら少なくともクラスターになっても一部になるし、対策は取っているということもできると思うので、そういった最大限考えなきゃという意見を、中止と要望するのはどうかなという。

○ 川村幸康委員

だからな、これ、密集せんだらええんよ。だけど、今の状況やと分けたと言うけど、密集したらあかんと思うところ、そういうのを行政側がつくるのはどうかなと思って。G o T o トラベルでもそうさ。ずっと我慢しておったのにG o T o したもんで、結局は、密集する部分をつくってもうたんや。みんなが行かな損と思ってびゅって。ほんで、今度はやばいと思って止め出したやろう。ある一定の程度広まっていったらこんなもん止まらへんで、G o T o をやめても。俺、そうやって思っておるんよ。そうやで、今回の件でも、若い子、うつらんと言うておるけど、今度家へ持って帰って行ってうつしておんのやで。

そうやって考えると、俺は子供、帰ってくるなど。

○ 竹野兼主委員長

分かりました。取りあえず、ここでちょっと今、決定の部分のところで、そういう意見があったというのをしっかりとちょっと伝える。また、そのところで原課では判断できやん状況だってあるかもしれないので、市長、副市長のところのほうに、こういう意見やったんやけど、本当に大丈夫なんかということ。

○ 川村幸康委員

ただな、消防はもうそうやって聞いたら、大半の消防団長からしたら、やめておいてくれという声が上がって、もうやめるほうに行政もかじ切ったわけや。そうやって考えていくと、なかなか今度はそんな成人の子を集めてということ、難しい中で、ある程度大人が想像力を膨らませてきちっと決めていかんとさ。特に11日までは、政府もG o T o外せとかいってあれしておるわけやで。ばっちりその期間なんやで。

○ 平野貴之委員

中止じゃなくて、ステージの上でやっておるようなことをユーチューブで配信するなども考えるべきでは。

○ 川村幸康委員

今度議会がやるな、そういうのを。

○ 竹野兼主委員長

そうしたら、今の話のところで、準備で関わっている子供たちいますよね。そのところの意見をちゃんと1回聴取して、そのところで、それこそ半数以上がやめたほうがええんと違うかというのであれば、そういうちゃんとした判断をしてほしいという委員会の意見を伝えてきますので、それでご了解いただきたいと思います。

○ 川村幸康委員

今やと何かざっと流れておるで、やっぱりちょこっと考えてくれやんと、このまま

何もしでいったというのはまずいなと思って、行政的に。

○ 竹野兼主委員長

それと最後に、委員長報告、分科会長報告については正副委員長に一任いただきますようお願いいたします。じゃ、お疲れさまでした。

14 : 39 閉議